

令和5年度第8回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和5年11月10日(金)
午後 14時06分～15時05分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 13名

(会場参加)

赤嶺 博之 委員	上原 亀一 委員	大城 和夫 委員
大嶺 嘉昭 委員	八前 隆一 委員	新立 弘子 委員
大谷 健太郎 委員		

(Web参加)

池田 博 委員	当真 聡 委員	藤田 喜久 委員
山川 彩子 委員	天方 徹 委員	城間 恒浩 委員

(事務局職員) 2名

井上 顕 (事務局長) 秋田 雄一 (主任書記)

○事務局(秋田) お待たせいたしました。

ただいま皆さんそろいましたので、これより、第8回沖縄海区漁業調整委員会を始めさせていただきますと思います。

○事務局(井上) 皆さんこんにちは、少し時間が遅れましたけれども、委員会を始めさせていただきます。

まず、資料の確認です。

本日の資料は、議事次第、議案書、そして議案に対する添付資料として沖縄県資源管理方針と1枚紙になっている漁業法第14条の2種類、合計4種類でございます。不足がありましたら、お申しつけください。

それと、いつものお約束です。

携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いいたします。ご発

言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後にお願いいたします。途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席をさせていただきます。

本日はウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。また、ウェブ参加の方は、発言される際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有をしないよう進めてきましたが、ご意見がありますでしょうか。不都合がある方があれば、画面共有して進行していきたいと思います。なければ、画面共有しないで進行したいと思います。

では、ただいまより、令和5年度第8回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には、上原会長、赤嶺委員、大城委員、大嶺委員、八前委員、新立委員、大谷委員の7名にお越しいただいております。

ウェブでは、池田委員、当真委員、山川委員、藤田委員、城間委員、天方委員の6名にご参加いただいておりますので、委員定数15名に対し13名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

なお、山内委員と、伊良波委員のほうは欠席となります。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、運営等規則第6条により、上原会長に以後の会議の進行をお願いいたします。

上原会長、よろしくをお願いいたします。

○上原議長 はい、皆さんこんにちは。

これより、議事を進行させていただきたいと思います。

本日、議案としては2題、協議事項が1題提案をされておりますので、ご審議をお願いいたします。

また、報告事項が3題予定をされておりますので、よろしくをお願いいたします。

議事に入る前に、議事録署名人のご指名をさせていただきます。本日の議事録署名人に、八前委員、あと、当真委員のお二方に議事録署名人をお願いいたします。

[第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原議長　それでは、早速議事に入りたいと思います。

第1号議案、浮魚礁の敷設承認申請についてを提案します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（秋田）　はい、よろしくをお願いします。

第1号議案、浮魚礁の敷設承認申請について。浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号に基づき、流失に伴う再敷設が1基、また、ブロック内での枠の譲渡による新規の敷設承認申請が1基提出されておりますので、これらについてご審議願います。

まず、流失に伴う再敷設のほうで港川漁協さんのほうから1基なんです。枠の譲渡がありました。これについては、議案書の報告事項1のほうで詳細を書いておりますので、この際、報告事項1のほうから先に説明させていただきます。

議案書の54ページをお開きください。

報告事項1、浮魚礁敷設承認基数枠の変更について、令和5年度の浮魚礁敷設承認基数について、第3ブロックの宜野座村漁協の承認基数1基分を、同じブロックの石川漁協に譲渡する協議が、両漁協の間で合意されたとの報告がありました。これにより、石川漁協の承認基数は4基、宜野座村漁協の承認基数はゼロ基に変更されることを報告します。

宜野座漁協と石川漁協の間の枠の譲渡の経緯なんですけれども、今年度、宜野座漁協のほうと石川漁協の承認基数は、それぞれ3基と1基でした。宜野座漁協の宜野座2号が、令和5年4月7日に流失しております。その後、宜野座からは承認申請がなく、再敷設のめども立っておりませんでした。

一方、石川漁協のほうは、この協議をする前から、新たに浮魚礁を敷設したいということで、事務局とそれからほかの協議会のほうに相談がありました。

事務局のほうでは、現在、流失したまま再敷設していない漁協さんなんかと相談して、できれば同じブロック内で枠の譲渡をするように助言をしていたところです。

その後で、今年9月、宜野座漁協と石川漁協双方で、漁業者同士の間で枠の譲渡について調整があり、10月25日、両漁協間で枠の譲渡と浮魚礁の共同利用について合意に至りました。

55ページの資料がこの枠の譲渡について、両漁協の間で交わした覚書になります。

そして、11月7日に第3ブロック協議書がそろい、石川漁協の石川第

4号としての敷設承認申請が提出されたところです。

では、議案の1のほうにお戻りください。

議案書の2ページから説明していきます。

2ページは、いつもの浮魚礁敷設の全体のフロー図になっております。今回の石川のほうは新規の敷設になりますので、新規の承認で協議書も必要で、港川のほうは再承認になるんですが、承認期限の申請までに未承認でしたので、協議書が必要になっております。それぞれ、協議書はそろっています。

3ページが今回の敷設する魚礁の敷設予定の緯度・経路、それから、事務局のほうで確認した浮魚礁の敷設者名、番号、標識、レーダー反射板の状況になっております。

議案書4ページ、5ページが現在の承認基数の一覧となっております。

続いて、6ページなんですけれども、今回は枠の譲渡もありましたので、第3ブロックの現在敷設されている浮魚礁の一覧の図をつけております。それぞれ、石川第4号と港川5号が矢印で示してあります。

続いて、7ページが港川漁協からの申請書。

続いて、8ページが今回敷設する港川5号の魚礁の構造図と、隣のページが敷設予定の位置。

めくっていただいて10ページが敷設予定の魚礁の写真になります。

港川漁協のほうは、海区で承認が得られ次第、敷設をするということです。

続いて、11ページが石川漁協から申請のあった石川第4号申請書、めくっていただいて12ページが、現在、まだ魚礁の礁体が工事中で完成していませんので、構造図のみを作っていただきました。構造的には、中層型として利用していたものの浮を多少減らして、それに水面に露出する部分に看板とレーダー反射板、それから灯火を設置する予定となっております。

以上、2基の再敷設と新規敷設についてご審議願います。

事務局からは以上です。

○上原議長 はい、ありがとうございました。

では、第1号議案、港川漁協と石川漁協さんからの敷設承認申請についてですが、この件について、委員の皆様から何かご意見等がございましたらお願いをしたいと思います。

(「なし」という声、あり)

○上原議長 特に、ご異議等ないようですので、お諮りをしたいと思います。

第1号議案、港川漁協、石川漁協さんの敷設承認申請については提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

(「はい」という声、多数)

○上原議長 ご異議ございませんので、第1号議案については提案のとおり承認をすることといたします。

[第2号議案 沖縄県資源管理方針の改正について]

○上原議長 次に、第2号議案 沖縄県資源管理方針の改正についてを提案します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(秋田) お願いします。

議案書の13ページをお開きください。

第2号議案 沖縄県資源管理方針の改正について、これについては、前回の委員会でも少し説明させていただきましたが、今回、諮問と答申ということでお諮りいたします。

読み上げさせていただきます。

漁業法の改正に伴い、沖縄県資源管理指針に則して作成する資源管理計画は、令和5年末までに、法第124条第1項に基づく協定に移行することとなりました。

これに関連し、水産庁長官通知に基づき、協定の対象となる水産資源のうち、特定水産資源以外の水産資源であって、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われている水産資源については、方針の別紙2に、行われていない水産資源については、方針の別紙3に、それぞれその資源管理の方向性等を定める必要があります。

今回の改正に当たって、キハダやメバチ、カツオ等については別紙2に、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項を定め、別紙3にはマチ類やソデイカ、スジアラ等について、資源管理の方向性を定めています。

今回の議案では、沖縄県資源管理方針の改正の概要とその内容について説明いたします。

下のスケジュールは、また後ほど説明させていただきます。

14ページを開いていただくと、今回の方針の改正概要を示しております。

すみません、先ほど、配付が遅れておりましたA4横向きの新旧対照

表も併せてご覧ください。

改正漁業法第 14 条第 1 項の規定に基づいて、知事は資源管理を行うための方針を定める必要があります。漁業法については、別でお配りした 14 条のコピー、それから同じ内容が 37 ページにあるんですが、こちらの漁業法第 14 条の第 4 項の規定に基づき、関係漁業調整委員会の意見を聞くこととされておりますので、今回、沖縄県知事から当委員会に対して意見が求められています。

15 ページが、沖縄県知事からの諮問となっております。

続いて、16 ページ以降をご覧ください。

あわせて別途お配りした漁業法のコピーもお開きください。

今回、ご審議いただきます資源管理方針の変更は、法第 14 条第 2 項の 5 の規定、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項に関係した内容を定めるものです。

議案書 16、17 ページにお戻りください。

資源管理方針の第 5 には、先ほど申し上げた漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項について記載されており、特定水産資源やそれ以外の資源及び漁業者自身による資源管理の取組について、県が指導すべき内容が書かれています。

これに関して 18 ページの第 8、個別の水産資源についての具体的な資源管理方針の部分が今回大きく変更される部分になります。

別添資料の 2 ページ目、下段をご覧ください。別添資料の 2 ページ目です。議案書の 18 ページの第 8 という部分が今回変更する部分になりますので、こちらで読み上げながら説明いたします。

第 8 の別紙 2 に関する部分、3 行目以降の部分が今回加筆されている部分になります。別紙 2 というのが、キハダ、カツオ、メバチなどのマグロ類が書かれている内容になりまして、それ以降の別紙 3 というのが、資源評価をやっていない魚種、各県が独自に管理の方向性を定める魚種についての内容となっております。

続いて、議案書 19 ページ以降、こちらが別紙の内容になります。

この方向性を定めるに当たっては、別紙 1 - 1 と別紙 2 に関しては、国の資源管理方針の内容そのまま記載しているものなんですが、別紙 3、議案書の 26 ページ以降になります。こちらは各都道府県が地先の資源に関して、管理の方向性を定める内容になっておりまして、この部分を定めるに当たって、議案書に添付しております 38 ページ以降が水産海洋技術センターのほうから提供があった沖縄県資源管理方針別紙 3 に定める水産資源の資源管理の方向性についてという資料になっております。こ

ちらのほうで水産海洋技術センターが各漁協さんから提供いただいている漁獲量だったり、漁獲努力量、出漁隻数のデータを使って、各魚種の資源評価を行ったデータを載せております。

これに基づいて、今回、別紙3の記載する魚種の資源評価、資源の増えている、減っているという動向の評価を行っておりますので、これに基づいて別紙3の内容をそれぞれ記載していくことになっております。ですので、今回、この資料の内容を少し説明させていただこうと思いません。

38 ページの2、対象とする水産資源及びその資源管理の方向性についてという部分をご覧ください。重要なものだけ説明させていただきます。

1番のマチ類、こちらについては海域が奄美・沖縄・先島諸島となっております。沖縄全体域、それから隣の鹿児島県も関係する資源となっております。

マチ類に関しては、これまで南西諸島海域マチ類広域資源管理方針というのが、鹿児島県とそれから沖縄に操業に来ていた熊本県、それから、長崎県の底魚一本釣船がありましたので、4県で、水産庁も交えて資源管理の方向性について協議してきた経緯がありますが、この辺を踏まえて、資源管理の方針を書いております。

38 ページの(2) 漁業及び資源の状況とあります。

①マチ類は、沖縄県の底魚一本釣り漁業の主要対象種として県内各地で漁獲されており、水産重要種であることから、アオダイ、ハマダイ、ヒメダイ、オオヒメの4種がマチ類として、国の資源評価対象種に指定されています。

資源評価はやっているんですけども、ただ、MSYに基づく評価が行われているわけではないので、この別紙3の中で整備していくことになっております。

重要な部分なんですけれども、③番、マチ類4種は漁獲量とC P U Eのデータに基づいて、ABCが算出されているが、V P A等の資源量推定に基づいていないため、ABC算定規則に基づく非常に保守的な数値となっている。

ちょっと専門的なんですけれども、ABCというのは生物学的に獲って大丈夫な漁獲量のこと、毎年これを国が試算して、何トンまでだったら漁獲しても減りませんという目標値が設定されているんですけども、毎年その漁獲量を上回る量を取っていますので、ただ、このABCというのが実質的に有効な管理の数字になっていません。

(3)、39 ページにあって、資源管理の方向性及び目標値、これを今

回の方針の別紙に記載することになっているんですけども、国が行う資源評価において判断される資源の動向を2033年までに増加とする。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とするとして、簡単に言うと、10年後までに現在の獲れ具合を減少傾向から増加傾向にするというのが目標と定められております。

このあたりのいきさつについては、国が評価をしていることもあって、水産庁との調整の間で何とかこの10年で獲れ具合を上向きにしてくれというのが、調整がありましたので、今回、このような書き方になっております。

この書きぶりについて、隣の鹿児島県さんも同じくマチ類について、資源管理方針を定めておりますので、鹿児島と同じような書きぶりになっております。

議案書26ページに戻っていただくと、今の内容を資源管理の方向性というところで、そのまま書かせていただいております。

このような形で、水技が毎年集計していくデータに基づいて、それぞれの魚種の評価を、この資源管理方針に定められた魚種については行って、その結果を、この方針に基づいて、各漁協が策定する資源管理協定の評価に利用していくものになっております。

各魚種、それ以降が、40ページ以降が別紙3-2のソデイカ、41ページにスジアラ、スジアラなんかは、潜水器漁業とか、一本釣り漁業の評価を行う魚種になっております。

それから、42ページがグルクマ、こちらは知念とか、国頭、それから読谷の大型定置で主要に取られているものですので、大型定置の評価を行うための魚種になっております。

それから、43ページのハマフエフキ、こちらは刺網とか、小型定置網の評価、44ページのシロクラベラ、こちらについては、これまでの研究によって、沖縄本島と先島で遺伝的に集団が異なっていることから、資源の評価を別々に行うこととしております。動向も多少と異なっておりますので、これらについては、それぞれ別の海域のデータで用いてそれぞれの協定の評価に用いることとなっております。シロクラベラについても、潜水器漁業も評価に用います。

それから、46ページのトビウオ類、こちらは今、伊江島のほうで敷網の資源管理計画をつくっていただいているんですけども、そちらの評価に使わせていただきます。

それから、47 ページのアオリイカ、こちらは、名護の小型定置とか、定置網の漁獲のほうの評価に使います。

同じく、48 ページの10 番のコブシメも同様です。

最後に、49 ページのタコ類、シマダコの類いですね。ワモンダコ、サメハダテナガダコ、シマダコも場合によって潜水器漁業の評価に利用することとなっております。

これらの水技の漁獲統計に基づいて、マチ類以降の資源、別紙3-2 から11 までの資源については、その管理の目標、方向性を当面の間、直近5 年間の平均CPUE、CPUEというのは、年間の漁獲量を操業した人の人数、水揚げした人の人数で割ったもので、平均の漁獲量を表します。平均の漁獲量が増えればその海域で取れる魚の量が増えるという前提に基づいて、このCPUEを資源の指標として利用しています。

これが直近5 年間の量を、水準を維持できるような管理を行っていくというのを、それぞれの魚種の方角性として定めております。

最後に、議案書の14 ページにお戻りください。

今後のスケジュールですが、本日が諮問、答申となっております、いったり来たり申し訳ありません。51 ページに答申の案を添付しております。改定案答申後は、農林水産大臣の承認手続を経て、県のホームページで公表を行う予定となっております。

事務局からの説明は以上です。ちょっと難しい部分もありますので、質問などあればご遠慮なくお願いします。ご審議のほどよろしく願います。

○上原議長 はい、ただいま第2号議案 沖縄県資源管理方針の改正案の概要についての説明をいただきました。

本件について、何か、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いをしたいと思えます。

○上原議長 藤田委員どうぞ。

○藤田委員 内容に特に異議とかはないですけど、先ほど、この計画を練って、いろいろと情報収集して、それまでには漁協という言葉は、漁協単位とかに関するみたいな話はされていたんですけども、魚種によっては、ちょっと問題になっているかもしれないですけども、自由漁業みたいなので取れるような人とか、遊漁でも獲れるような魚種が入っていますけれども、こういうのにもちゃんと適用していくんですか。管理する主体が、漁協から漁業者どうしの協定になるとおっしゃっていましたけれども、そのほかの人たちというのには何か提言していくんですかね、これ。ちょっとそのあたりだけ確認したいです。中身は全く異

論ありません。

○上原議長 事務局、お願いします。

○事務局（秋田） 事務局より、ご回答差し上げます。

管理についてなんですけれども、まず、各漁協で行う資源管理については、現在、漁協単位で資源管理計画というものが動いています。これが、例えば、ソデイカなんかだと、自主管理措置とかを設けていただいて、漁協ごとに例えば漁期の最後の3日間をうちの漁協は操業しないですよとかいった形で自主管理で現行よりも漁獲を下げるための計画をつくっています。

これが、漁協ごとに計画がありますので、県全体でその資源をどうしていく、目標を定めて管理していくというところではないものになっています。

先ほど、藤田委員おっしゃったように、具体例を出すと、シロクラベラなんかは自由漁業で、たしかにこの数年、員外者の漁獲量が物すごく増えて、漁場の特定ができなかったり、管理の上でも問題になってはいるんですが、資源評価自体は漁獲量とそれから努力量、その水揚げのデータで一応行っているので、C P U E、1回操業当たりの漁獲量という指標自体は算出できます。

なので、今、獲れ具合がどうなっているという評価はその魚種については行うことができるんですけれども、漁協それぞれの資源管理の計画がうまくいっているかどうかというのは、その海域のC P U Eの動向で評価することになるので、個別の計画がどういうものであっても、例えば、それがシロクラベラのデータとC P U Eがすごく減少傾向にあって、この資源管理方針の中で定めているような、現行のC P U Eを維持できないような状態になったら、シロクラベラを対象にして、協定をつくっている漁協については見直しの段階で、現時点よりも、例えば、休漁日数を増やすとか、上乘せで資源管理を行っていく必要が出てきます。

○藤田委員 それが、漁協の人たちが取って、そういうデータが出てきて、漁業を管理しなさいというのは、よく分かるんです。ただ、その海域とかの資源というのを、勝手に、別のそういうのを全くしない人たちが取って、減っているかもしれないのは、このデータからは出てこないですね。

○事務局（秋田） そうですね。

○藤田委員 なので、そうすると、ちょっと何かこの漁協とかそういうところには、いつもこういうことしなさい、こういうことしなさいと

なるけれども、実際に資源を勝手に獲られて減ってしまっているかもしれないものが評価できないので、ちょっとそこを、今回のこの件と関係ないかもしれないんですけれども、管理をしっかりしていくというのを、方向性として、国が出すなら、まずそういう部分をしっかりしてもらわないといけないと思うので、何か時折、やっぱり県とかから、そういう意見を出したほうがいいと思うんですね。

沖縄の場合では、大型船とか、そういうので取るような漁法で取るような魚種じゃないものが多いもので、多分、なかなか本土側のことに詳しい国とかの人からとすると、ちょっと想像がつかないような問題も起こっているはずなので、ちょっとやっぱり県は常にそういうのを上げていったほうがいいんじゃないかなというのが気になったことです。

この管理方針については全く異議はないんですけれども、そういうのをちょっと考えておいたほうが、漁協の人たちだけいつも頑張っているみたいな感じになるのは、ちょっとおかしいですね。そのデータしか拾えないのに、いつもそこだけに求めるというのはおかしいと思うので、これには従うけれども、国へもそれをちゃんと求めていって、タコなんて多分、あんまりそういうふうに考えないんじゃないかと思うんですよ、タコとか、シロクラベラとかもそうですけれども、なので、ちょっとそういうことだけは県の人もいつも考えながらやってほしいなという意見です。

以上です。

○事務局（秋田） はい、ありがとうございます。

シロクラベラについては、確かに藤田委員おっしゃるように、この計画の中だけでは管理がし切れない部分もありますので、昨今、委員会指示の中で遊漁者も対象にした漁獲体長制限とか、管理のボトムアップを続けているところではあります。

一方で、ソデイカとか、大型船、外洋の漁業については、この方針に基づく協定に参加すると、共済の掛け率が有利な事業を利用できるというのがありまして、同じ魚種の漁法の同じ漁協内で参加者が増えると、国の補助率がアップするというようなボーナスもありますので、この協定と方針体制に移行する際に、参加することを求める、あっせんを求める条項みたいなものをこの方針の中でうたわれているんですよ。

それが……ごめんなさい、方針には書いていないですけれども、各漁協でつくる資源管理協定、この方針に基づいてつくる具体的な計画のほうには、参加していない同じ漁法の人を、参加するように県にあっせんを求める部分がありまして、そうすると、例えば、ソデイカなんかだと

イメージが付きやすいと思うのですが、ソデイカでこの協定にまだ入られていない方については、県から同じように参加するように求めようということができます。

そうすると、同じルールに従って、漁協内で同じルールを守っていただく参加者が増えるので、実効性も増えるし、守っていただく漁業者側にも共済の補填率が上がるというメリットもあるので、そういった形で参加者を増やすような仕組みも一部用意されてはあります。補足は以上です。

○藤田委員 ありがとうございます。そういうメリットもちょっとどンドン漁協とか、漁業者が分かるように説明していってもらったら、こうやってちょっと面倒くさい感じに見えることも、メリットもありますよというのを分かってもらえると思うので、引き続き、よろしく願います。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

○藤田委員 以上です。

○上原議長 はい、ありがとうございます。ほか何か、ご意見。城間委員、どうぞ。

○城間委員 この改正については、特に異議がないんですが、教えていただきたいんですけども、資料の中の13ページを見ると、別紙2と別紙の3の違いというのが、資源評価をするか、しないかと、行われているか、行われていないかということだと思うのですが、一方で、別紙3に含まれている魚種については、委員会指示が出ているものと、出していないものがあると思うんです。この委員会指示が出ているものと、出していないものの差というのは、どういったところにあるんでしょう。

○事務局（秋田） はい、事務局よりお答えします。

委員会指示の対象となっているのは現在、マチ類とソデイカとスジアラ、シロクラベラかなと思うのですが、この委員会指示とこの資源管理方針とは、本来、特に関係がなくて、委員会指示、この方針の改正について、委員会で諮っているのは、漁業法の中でその地域の委員会に諮ることというふうに定められておりますので、それで今回、改正について諮っているところでございます。

なので、それぞれの魚種が直接委員会のルールと関係があるかということ、この審議においては関係がないこととなります。

○城間委員 もう一つよろしいでしょうか。

そうすると、委員会指示が、今、出していないけれども、今後の資源管理の方向性によっては、別紙3の中から、委員会指示に該当する魚種が

出てくるということで、それはリンクはされていないけれども、そういう考え方はあるということですか。

○事務局（秋田） おっしゃるとおりだと思います。例えば、この資源管理方針の中で重要な魚種、具体的なイメージをするとハマフエフキなんかだと、県内各地で漁獲量が非常に多く、関係する漁業者も多いのですが、例えば、これが仮に資源が非常に減ってしまって、漁業者の皆さん困っていくというようなことがあれば、一番手っ取り早い公的なルールとしては、委員会指示になりますので、委員会指示の中で、何かしらのルールを設けて、資源の回復を促していくということは考えられると思います。

○城間委員 分かりました。ありがとうございます。

○上原議長 はい、ありがとうございます、ほか、ご意見。八前委員どうぞ。

○八前委員 ちょっと今の議題と若干ずれるかもしれないんですが、マチ類なんかは、奄美大島、沖縄先島となっていますが、ソデイカなんかは沖縄だけ、奄美行くとソデイカの調整をする漁の中で、鹿児島県の動き、ソデイカが鹿児島に入っていくことというのは考えられるのか。鹿児島は鹿児島でそれは入れないというのか、そのところはどうかですか。

○事務局（秋田） お答えします。

鹿児島が、現段階の方針、資源管理方針の中でソデイカを入れているかどうかというのは、ちょっとまだ確認できていないんですけれども、各魚種をこの別紙3の中で扱うかどうかというのは、各県の判断になるので、今、調整しているのは、マチ類についてはずっと九州漁業調整事務所も交えて調整を行ってきたので、同じルールでやっていきましょうよということでやっております。

ソデイカも同じように、資源の範囲としては、鹿児島が利用しているものも、沖縄が利用しているものも同じ資源なので、おっしゃるように同じ方向性で管理していくことが望ましいというふうに考えております。

○上原議長 はい、ありがとうございます。

ほか、ございますか。

特に、中身についてのご異議はなかったというふうに理解をしていますので、詳細、また何か分からないところがあれば、事務局にお問い合わせいただければと思います。

ここで、第2号議案については、採決をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

第2号議案 沖縄県資源管理方針の改正について、提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

(「はい」という声、あり)

○上原議長 はい、ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第2号議案については提案のとおり承認することといたします。

以上で議案は終わります。

[協議事項1 奄美大島海区におけるソデイカ漁業の操業自粛について]

○上原議長 次に、協議事項の1、奄美大島海区におけるソデイカ漁業の操業自粛について、協議事項ですが、事務局、協議説明をお願いします。

○事務局(秋田) はい、お願いします。

議案書の52ページをお開きください。

協議事項1、奄美大島海区におけるソデイカ漁業の操業自粛について、今期の沖縄海区におけるソデイカ漁業の漁期については、沖縄海区漁業調整委員会指示5第7号により、12月から翌年5月までと定められたところでは、

一方、隣接する奄美大島海区の漁期は、11月から翌年5月までとなっていることから、当委員会から、県内の漁協宛てに10月17日付で、11月に奄美大島海区でソデイカ漁業を操業することを自粛するお願いの文書を発出したところでは、

しかしながら、奄美大島海区事務局より、沖縄県内の漁船3から5隻が、11月5日に、奄美大島海区においてソデイカ漁を操業していたことが確認された旨報告を受けました。

事務局としては、奄美大島海区において本県漁船が11月に操業することは、資源保護及び奄美大島海区と今後の漁期の協議を進めていく上で望ましくないと考えております。

つきましては、県内の各漁協宛て、協力依頼文を再度発出する案について、ご協議願います。

53ページに、今回、再度発出する予定の文書の案を掲載しております。読み上げさせていただきます。

再依頼、奄美大島海区におけるソデイカ漁業の操業の自粛に関するお願い。

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和5年漁期のソデイカ漁期は、沖縄海区漁業調整委員会指示により令和5年12月1日から令和6年5月31日までと定められております。

当海区では、令和2年から6月と11月を禁漁としておりますが、これは減少が懸念されるソデイカ資源の回復及び持続的利用に向けた取組であり、鹿児島県奄美大島海区と漁期を合わせて、より効果的な資源管理を行うことを目指し、意見交換を続けております。

このような中、本県の漁船が11月5日に奄美大島海区においてソデイカ漁業を行っていたことが奄美大島海区事務局から報告されました。11月に奄美大島海区においてソデイカ漁業を操業することは、漁期を絞ることで資源の回復を促すという本委員会指示の趣旨に反し、また、奄美大島海区との今後の調整に大きな影響を与えられと考えられます。

つきましては、11月に奄美大島海区においてソデイカ漁業を操業することにつきましては、厳に慎むよう、貴組合員に対し、いま一度ご周知いただきますようお願い申し上げます。

この文案について、発出することについてご協議をお願いします。

○上原議長 はい、今、自肅要請文書の再依頼ということで、今、提案がございました。今、言いましたようにこの件について、委員の皆様から何かご意見がございましたらお願いいたします。

当真委員、どうぞ。当真委員、聞こえますか。発言をどうぞ。

○当真委員 すみません、お願いします。

各漁協に対しての自肅案の文書については、誰も意見としては問題もなく、意見はないんですけれども、ただ、うちの組合員、ソデイカをなりわいとしている組合員に対して、前回も事務局のほうにちょっと問合せをしたことがあるんですけれども、要するに沖縄海区の指示としての強制力というのは、その27度以南の沖縄海区の部分にしか強制力がなく、27度以北については、もう何ら法的な問題もないので、自由漁業で漁してしまうと、そこで何か法的な問題があるんですかって言われたときに、自分もなかなかその返答を答えるのが難しく、法的には問題ないんだけれども、もう協力していただけないかということでの話の内容しか今なっていないところがあって、そこをもっとどうにか組合員に対して、本当はお願いすることはお願いしているんですけれども、でも法的にも何の問題もないと言われたときに、どういうふうな強制力があるのかなというところで、自分は悩んでいるところなんですけれども、その文書はもう全然オーケーなんですけれども、それ以外にもう少し方法がないものかどうか、どんなですか。つらい気持ちで言っております。

○上原議長 ありがとうございます。

この件について、何か守っていただくと、自肅に協力をいただくことについて、新たな何か手法、何か方法とかいうことについて、県事務局のほうで何か案とかも考えていますか。

○事務局（秋田） はい、事務局としても、いろいろ相談しながら検討はしているところなんです、やはり当真委員おっしゃるように、法律や委員会指示の中で違反しているものではなくて、ただ、奄美との漁期を合わせて、有効に資源を利用していくということを目指していく中では、相手方の心象を損ねてしまったり、資源の持続的利用というところで反するというので、何とかお願いをというところが今の状況なんです。

強制力という意味では、何かしら罰則ということについて目が行きがちなんです、逆に、何か11月操業しないことで、メリットが得られるような制度がつかれないかなということも考えてはおりますが、ちょっとまだ具体的にご提案できるようなものが用意できている段階ではありません。すみません。

○当真委員 あと一点、いいですか。

○上原議長 はい、どうぞ。

○当真委員 この文書でも分かる通り、本当に奄美との間で今調整しながら、うまく資源管理をやっていくという趣旨については、もう本当に賛同して、多分、漁師もそれは理解していると思うんですよ。

ただ、奄美さんのほうも、今まで11月から6月の漁期を、6月を切って、5月までにしてくれているというところでは、本当に感謝して、これからも一緒に努力できればいいのかなと思っている中で、やはり、沖縄だけが12月から5月までで、奄美に関しては11月からスタートしているという中で、それがまずいつまで続くのかということも、漁民にとっては引っかかる場所なんだろうと思うんですよ。だから、極端に言うと、奄美さんが12月にいつ頃からなる可能性がある。それがもし、そういうのが全然検討もつかないというのであれば、もう沖縄のほうも、じゃもう11月からスタートするしかないんじゃないのかなというような部分も我々の中では話が出ているんですが、その辺はどう考えますか。

○事務局（秋田） 委員会指示というのが、漁業者のためのルールであることを考えると、こちらが一方的にルールを定めて縛るものではない性質上、やはり、そういう漁業者の意見が多くなれば、そのような形で進めていくしかないのかなというふうには認識しております。

○上原議長 私のほうからちょっと、補足をさせてもらいますが、前

回もご報告いたしました。8月、八前委員と奄美のほうに、こちらから出向いて、意見交換をさせていただいた中で、報告したかもしれませんが、奄美の漁業者の中にも12月スタートということに理解を示す方もいらっしゃるというのも事実です。

ただ、一部、まだ11月からスタートしたいという意見があり、意見が割れているという状況が、今、奄美の現状かなというふうに思っていて、そこは粘り強く協力を求めていくというのを続けるしかないのかなというふうに考えているところです。

実は、昨日、奄美の会長、奄美の委員会の会長、茂野さんからもやっぱりそういうのは自粛してもらうように善処していただきたいというお電話を直接いただいているところですので、奄美のほうも、大変この件については、やっぱり気にかけていらっしゃるの、やはりこちらもできるだけ自粛をしていただける方向でお願いベースですけれども、声かけはいたしますというお返事しかできませんでした。粘り強く、説得をするしかないのかなというふうに考えているところです。

○**当真委員** 分かりました。

多分、次年度も、多分、こういう可能性も出てこないとは限らない中で、我々としてもとにかく自粛しなさいと、奄美というのはこういうふうに、うまく調整できるようにということで、もう進めていくしかないということは、もう会長おっしゃるとおりなんで、その辺は理解できますけれども、やはりもう奄美さんのほうにも、やっぱり漁期を一緒にするのか、もうその方向性で見ない限り、今のよう状況が続く可能性があるよということは、もう投げかけていく必要もあるのかという部分で少し本当はそこまでしたくはないんですけども、ということも現実問題として出てくる可能性があるんじゃないかなというところだけは、ちょっと今回、意見として申し上げておきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。すみません。

○**上原議長** ありがとうございます。

奄美が委員会指示を出すのは、大体7月頃の委員会だというふうに聞いていますので、その前に、また再度、奄美の皆さんとの意見交換ができるような、またことも企画をさせていただきたいというふうに思っていますので、引き続き、よろしくお願いをいたします。

この再依頼文について、何かまたほかにご意見ございますか。

特に、ないようでございますので、今回、この協議事項で新たに各漁協さんに対して、再依頼、自粛について再依頼をする文書を発出すると

いうことでよろしいですか。

(「はい」という声、あり)

○上原議長 はい、ありがとうございます。

ご異議ございませんので、文書の再発出は提案のとおり進めさせていただきたいと思います。

[報告事項 1 浮魚礁敷設承認基数枠の変更について]

○上原議長 次に、報告事項について、順次、事務局のほうからお願いをします。

○事務局（秋田） はい、事務局より説明させていただきます。

議案書の 54 ページ、報告事項 1 については、先ほど、議案の 1 のほうで説明させていただきましたので割愛させていただきます。

[報告事項 2 共同漁業権内への浮魚礁の敷設について]

○事務局（秋田） 議案書の 56 ページをご覧ください。

報告事項 2、共同漁業権内への浮魚礁の敷設について、伊江漁業協同組合より、同漁協が共同漁業権を設定している水域（共同第 4 号）において、中層型浮魚礁の敷設について事前及び敷設後の報告がありました。

下の括弧に浮魚礁に関する委員会指示の抜粋が書かれておりますが、浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に係る沖縄海区漁業調整委員会指示 5 第 3 号の第 4 では、共同漁業権区域内への浮魚礁敷設については、所定の様式により届出及び報告をすることで委員会の承認を不要としております。

これに関して 57 ページに敷設前の敷設届を提出いただき、58 ページに完了届を提出いただいております。完了届提出の際には、59 ページ以降の敷設の敷設した礁体の写真、それから 61 ページに構造図、これを提出いただいておりますので、特段問題なく敷設されたというふうに認識しております。

以上、報告事項 2 として、共同利用権の中で委員会による承認が不要な浮魚礁の敷設がありましたという報告になります。

[報告事項 3 ソデイカアンケート結果の報告について]

○事務局（秋田） それから、62 ページ、報告事項 3 になります。ソ

デイカアンケート結果の報告について、ソデイカ採捕に係る委員会指示については、今年9月29日をもって新しい指示の告示があったところです。

沖縄海区漁業調整委員会では、委員会指示の検討に際し、漁業者にアンケートを実施し、ソデイカの資源状況や管理策について意見を募りました。

このたび、当該アンケートの実施状況と結果及びソデイカの資源に関する資料を、各漁協に周知すること、また、こちらの70ページ、水産海洋技術センターの資料については海区委員会のホームページに公表することについて、報告いたします。

添付しております63ページ、64ページが今回取ったアンケートになりまして、65ページ以降がアンケート結果、前々回の委員会でもお示しさせていただいたアンケート結果になります。

こちらについては、ホームページでの公表ではなく、各アンケートにご協力いただきました各漁協さんに報告させていただく形になります。

そして、69、70ページの参考資料、こちらについては、オープンな情報として海区のホームページに掲載させていただこうと考えております。

以上で報告を終わります。何か、ご質問、ご意見があればお願いします。

○上原議長 はい、赤嶺委員どうぞ。

○赤嶺委員 パヤオの件ですけれども、これは完了届と61ページの図面との水深が合わないんですけれども、記載間違いでしょうか。

○事務局（秋田） 事務局より回答いたします。

58ページの敷設した位置の水深というのが、これは中層型ですので、水面から35メートルの位置に魚礁があって、水深自体は60ページの中段の写真をご覧ください。魚探の写真見ていただくと、礁体が35メートルぐらいにあります。61ページの構造図の部分の右下の部分、工事名、伊江漁業協同組合様向け中層型浮魚礁というところに、水深338メートルとあります。ちょっと分かりにくいんですが、設置する場所の水深は338メートルで、そこに中層型が水深35メートルの位置に敷設されているという形になります。

○上原議長 よろしいですか。

○赤嶺委員 この文章自体が、ややこしいんだよな。

○事務局（秋田） なるほど。

○上原議長 ほか、ございますか。

報告事項について特にご異議、ご質問等ないようですので、これで審

議、報告は終えたいと思います。

附帯決議を採らせていただきます。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというので附帯決議よろしいでしょうか。

(「はい」という声、多数)

○上原議長 ありがとうございます。

附帯決議については、提案を了解をいただいたということといたします。

それでは、進行を事務局のほうに委ねます。じゃ、よろしく申し上げます。

○事務局（井上） 上原会長、ありがとうございました。

今回は、資源管理方針について、他県と一緒に共働していく必要もあり、魚種も重なっていることもあります。海区の事務局としては、データをしっかりと取って、継続的な漁業ができますよう、努めてまいりたいと思いますので、今後とも、また、よろしく願いいたします。

次回の海区は、12月8日金曜日、今日と同じ県庁6階第2特別会議室での開催を予定しております。

今後も、基本的には対面での会議を基本としていきたいと思いますが、体調が優れない場合や業務の多忙な場合もございますので、ご都合に合わせてウェブ形式も活用していただければと考えております。

引き続き、活発なご意見、ご議論をよろしく申し上げます。今日は本当にありがとうございました。

○上原議長 はい、皆さんありがとうございました。お疲れさまです。

令和5年11月10日

議長

議事録署名人

議事録署名人